

一般社団法人日本膜構造協会 会員規則

平成 15 年 5 月 28 日制定
平成 17 年 9 月 6 日改定
平成 21 年 3 月 27 日改定
平成 22 年 9 月 7 日改定
平成 24 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 5 月 23 日改定
平成 28 年 6 月 3 日改定
平成 29 年 6 月 8 日改定

(正会員の区分)

第 1 条 正会員は次の 4 区分とする。

- (1) 第 1 種正会員
- (2) 第 2 種正会員
- (3) 第 3 種正会員
- (4) 第 4 種正会員

2 第 1 種正会員は、膜構造に関する生産及び施工を営む法人とする。

3 第 2 種正会員は、膜構造に関する材料の生産、加工及び供給のいずれかを営む法人とする。

4 第 3 種正会員は、次の各号の一つに該当する個人とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学・短期大学・高等専門学校の教授、准（助）教授、若しくはこれらにあった者、又はこれらと同等の資格があると認められる者
- (2) 建築・機械・建築材料等に関する分野の試験研究機関において、試験・研究・調査の業務に従事し、又は従事した経験を有する者
- (3) 建築物の部材・建築材料等の分野に関する業務で、製造、検査、品質管理等の業務に携わる、又は携わった者
- (4) 建築物の設計、工事監理、施工、維持管理等の業務に携わる、又は携わった者
- (5) その他理事会が入会を認めた者

5 第 4 種正会員は、建築に関係する建設業を営む法人であって膜構造部分を有する建築物の施工経験を有する者その他理事会が入会を認めた法人又は団体とする。

(入会金)

第 2 条 正会員の入会金は次のとおりとし、入会時に納めるものとする。ただし、会員間相互の移動及び再入会の場合にあっては、理事会の議決により免除することができる。

- | | |
|-------------|-------|
| ア) 第 1 種正会員 | 66 万円 |
| イ) 第 2 種正会員 | 30 万円 |
| ウ) 第 3 種正会員 | 6 千円 |
| エ) 第 4 種正会員 | 18 万円 |

(会費)

第 3 条 会員の会費は、第 1 会費及び第 2 会費とし、第 2 会費は、第 1 種正会員及び第 2 種正会員が納入する。

2 第1会費は、次のとおりとする。ただし、入会時の第1会費は、会員としての期間に応じて月割りで納入する。

(1) 正会員

- ア) 第1種正会員 年額 66万円
- イ) 第2種正会員 年額 30万円
- ウ) 第3種正会員 年額 1万2千円
- エ) 第4種正会員 年額 18万円

(2) 賛助会員 年額 5万円

3 第2会費は、施工実績及び材料出荷実績に基づき、次の区分により算定した額の合計額を納入するものとする。

(1) 膜構造建築物等の施工（膜部分の施工表面積が100㎡以上の建築物等を施工した場合を対象とする。）

- ① A種 膜部分施工表面積1㎡当たり 100円
- ② B種・C種・膜構造用フィルム 膜部分施工表面積1㎡当たり 75円

(2) テント倉庫建築物の施工

施工1棟当たり 5,000円

(3) 膜天井の施工

膜天井部分面積1㎡当たり 10円

(4) 膜材料等の出荷

- ① A種 協会会員向け出荷面積1㎡当たり 6円
- ② B種・C種・テント倉庫用・膜構造用フィルム 協会会員向け出荷面積1㎡当たり 2円
- ③ 膜天井用等仕上げ材料 協会会員向け出荷面積1㎡当たり 2円

(会費の納入時期)

第4条 第1会費は、第3種正会員及び賛助会員は前納、第1種正会員、第2種正会員及び第4種正会員は半期分ごとに前納するものとする。

2 第2会費の納入の時期等は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(入会金及び会費の減免)

第5条 会長は、理事会の議決を経て、次の各号のいずれかに該当する第3種正会員の入会金及び会費を減免することができる。

- (1) 大学、研究所等の学識経験者
- (2) 災害により被災した者
- (3) 年齢が70歳以上であり、かつ、会員として10年以上を経過した者
- (4) 無給の非常勤理事

第6条 規則の施行に必要な事項については、理事会の議決を経て会長が別に定める。